○近畿地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十三日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西宮市塩瀬町生瀬字城山一一八一番一から同市生瀬町一丁目七八八番六まで	前	七・四八～五七・六九メートル	〇・二三四キロメートル
	後	二五・六〇～六一・〇二メートル	〇・三三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめに関する質問主意書（青山雅幸提出）

「内密出産」制度導入に関する質問主意書（初鹿明博提出）

日米地位協定と一般国際法との関係に関する質問主意書（井上一徳提出）

議事日程

五月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十二号

平成三十年五月二十二日（火曜日）

午後一時開議

第一　文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　気候変動適応法案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月二十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

総務委員会に付託

内閣府

上村多恵子

民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する（五月二十一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事

鎌倉　正和

東京簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事補

久屋　愛理

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事・多治見簡易裁判所判事

山崎　秀尚

岐阜地方裁判所多治見支部勤務を免ずる

岐阜家庭裁判所多治見支部勤務を免ずる

岐阜簡易裁判所判事に補する

津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事　松井　洋

岐阜地方裁判所判事に補する

岐阜地方裁判所多治見支部勤務を命ずる

岐阜地方裁判所多治見支部長を命ずる

兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する

岐阜家庭裁判所多治見支部勤務を命ずる

岐阜家庭裁判所多治見支部長を命ずる

多治見簡易裁判所判事に補する

多治見簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上五月十六日）

○定年退官

簡易裁判所判事三好誠は五月十五日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イエメン国の統一記念日につき、五月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（五月十九日）

人事異動

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月23日

東北地方整備局長　津田　修一

1　処分をした年月日　平成30年4月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トークス棚木　裕司　宮城県仙台市宮城野区五輪1―17―47　国土交通大臣許可（般―27）第21425号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成30年3月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成30年（家）第164号

神戸市垂水区星が丘1丁目1番28号

申立人　サンヴェール垂水星ヶ丘管理組合

本籍神戸市中央区宮本通1丁目31番地、最後の住所神戸市垂水区星が丘1丁目1番28―310号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日平成29年2月22日、出生の場所神戸市長田区、出生年月日昭和25年3月2日、職業不明

被相続人　亡　生駒力津子

事務所神戸市中央区京町80番　クリエイト神戸9階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　伸哉

神戸家庭裁判所